

令和4年1月30日執行予定
志布志市長選挙・志布志市議会議員選挙

選挙運動に関する収入、支出及び
収支報告に関する事項

志布志市選挙管理委員会

1 収入及び支出に関する基本的用語の定義（法179）

- (1) 「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいう。
- (2) 「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付及びその約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

例えば、労務の無償提供、陣中見舞として受け取った金銭、政党が候補者に与える公認料をいう。また、選挙の際に特定目的のために党費又は会費の名義で出す贈与的性質を有するものは、ここにいう党費、会費ではなく寄附とみるべきである。

なお、企業・労働組合等は、候補者に対して、政治活動（選挙運動を含む。）に関して一切寄附をすることができないので注意すること。

- (3) 「その他の収入」とは、収入から寄附を除いたものをいう。

例えば、選挙運動費用に充てるため借用した金銭、自己資金のうち選挙運動費用に充てたもの等がある。

- (4) 「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。（日常用いられる「支出」という言葉よりも広い意味であることに注意すること。）
- (5) 前記の「収入」、「寄附」、「支出」の項目中の金銭、物品その他の財産上の利益には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものも含まれる。

2 選挙運動に関する支出とみなされない範囲について（法197）

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出とみなされないので、選挙運動に関する支出の中には算入されない。

- (1) 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (2) 立候補の届出があった後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 候補者が乗用する車等のために要した支出
(例) 車等に要した支出の中には、汽車賃、急行料金、航空賃、船賃、バス代等が含まれる。したがって、候補者が演説会場へ行くために自家用車、ハイヤー又はタクシーを使用した場合の費用もこれに該当する。
- (4) 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- (6) いわゆる確認団体（法201の8）が行う選挙運動のために要した支出

(7) 選挙運動のために使用できる自動車及び船舶を使用するために要した支出

(例) 選挙運動のために使用できる自動車及び船舶を使用するために要した支出とは、本来、その自動車及び船舶が走るために必要な経費であり、自動車・船舶の借上料、ガソリン代、重油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手並びに船員の傭料、超過勤務手当、宿泊代及び食事料等である。ただし、自動車及び船舶に付ける拡声機の借料又は自動車に取り付ける文書図画に要する経費はこれに該当しないので、支出に計上しなければならない。

3 選挙運動員等に支給できる実費弁償及び報酬の額について（法197の2）（令129）

選挙運動に従事する者に支給できる実費弁償並びに労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の額は、添付のとおりであるから、この額を超えて支給してはならないこと。

なお、選挙運動に従事する者（ここには、労務者は含まない。労務者については(2)で説明）のうち、選挙運動のために使用する事務員及び専ら車上又は船舶における選挙運動のために使用する者並びに専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限って報酬を支給できることになっているが、これらの者については、市選挙管理委員会にあらかじめ文書で届け出る必要があるので注意すること。

(1) 選挙運動に従事する者1人に対して支給できる報酬及び実費弁償の最高限度額は、次のとおりである。出納責任者が限度額を超えて支給した場合には、買収の推定を受けることになる。

ア 報酬

選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、選挙運動自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）で、あらかじめ文書で市選挙管理委員会に届け出た者について、1日について9人（市長選挙は12人）を超えない範囲内であれば立候補の届出のあった日から選挙の期日の前日までの間は、報酬を支給することができるが、超過勤務手当は支給することができない。

ただし、立候補の届出の日から選挙の期日の前日までの期間を通じて、45人（市長選挙は60人）を超えて異なる者を届け出ることができないので注意すること。

報酬額

	運動員（１人・１日につき）	支給できる額
選挙運動に従事する者	届け出た事務員	10,000円以内
	届け出た車上運動員	15,000円以内
	届け出た手話通訳者、要約筆記者	15,000円以内

イ 鉄道賃

鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により算出した実費額（参考）「運賃等」とは、急行料金、寝台料金を含む。

ウ 船賃

水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により算出した実費額

エ 車賃

陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について路程に応じた実費額（参考）「車賃」とは、乗合自動車の料金、タクシー、ハイヤーの料金等である。

オ 宿泊料

１夜につき12,000円以内の実費（食事料２食分を含む。）
（参考）宿泊した場合には、他に２食分としての弁当料の弁償を受けることはできない。また、選挙運動員がいわゆるチップを出したとしてもこれについて実費弁償することはできない。

カ 弁当料

１食につき1,000円以内の実費額。ただし、１日につき3,000円以内（参考）

- ① 事務所で弁当を提供した場合においては、実費弁償の支給については、１日当たりの制限額からその提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額までしか実費弁償できない。（その場合であっても１食につき1,000円の制限がかかっていることに注意する。）
- ② 弁当を提供しない場合にあって選挙運動に従事する者が、他の方法により食事をとったときは、その実費に相当する金額を１食につき1,000円、１日につき3,000円の範囲内において実費弁償として支給することができる。
- ③ １食について1,000円以内であり、かつ、１日について3,000円以内であれば、何回食事をしてそれを弁償することができる。

キ 茶菓子料

１日につき500円以内の実費額

- (2) 選挙運動のために使用する労務者１人に対して支給できる報酬及び実費弁償の額の最高限度額は、次のとおりである。

ア 基本日額（8時間の労働）

10,000円以内。ただし、弁当を提供した場合においては、提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額

イ 超過勤務手当

1日につき、基本日額の5割以内（5,000円以内）

ウ 鉄道賃、船賃、車賃については、(1)と同じ額である。

エ 宿泊料

1夜につき10,000円以内の実費額（食事を含まない。）

（参考）運動員の場合と異なり、2食分の食事が付いていないが、これは、労務者は別に報酬の支給を受けることができるので、食事は自己の負担においてすることを建前としているからである。したがって、労務者が宿泊して食事をした場合にも自己において負担しなければならない。

4 会計に関する取扱いについて

(1) 支出科目別の記載上の注意事項

ア 人件費

「選挙運動に従事する者」に対しては、報酬は支給できないのが原則である。ただし、一定の者（a 選挙運動のために使用する事務員、b 専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（いわゆる「うぐいす嬢」）、c 専ら手話通訳のために使用する者、d 専ら要約筆記のために使用する者）であらかじめ市選挙管理委員会に届け出た者に対してのみは支給することができる。「選挙運動のために使用する労務者」に対しては報酬を支給することができ、人数についても制限はない。

これら運動員等に対して支払われる実費弁償については、交通費、食糧費として計上され、人件費には計上しない。

（参考）

- ① 一般に、選挙運動に従事する者のうちa～dには、総括責任者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画するような者や、親族、友人等の特別の信頼関係から選挙運動に従事する者は含まれない。
- ② 「選挙運動のために使用する事務員」には、直接選挙人に働きかける行為を行う者は含まれない。
- ③ 「専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者をいう。

- ④ 「専ら手話通訳のために使用する者」とは、演説会等において手話通訳をする者など、手話通訳をすることを本務として雇用された者をいう。
- ⑤ 「専ら要約筆記のために使用する者」とは、選挙運動において文書図画の頒布・掲示のために口述を要約して文書図画に表示することを本務として雇用された者をいう。
- ⑥ 「選挙運動のために使用する労務者」とは、選挙人に対し直接に投票を勧誘する行為又は自らの判断に基づいて積極的に投票を得、又は得させるために直接、間接に必要なかつ有利なことをするような行為、すなわち法にいう選挙運動を行うことなく、専らそれ以外の単純かつ機械的労務に従事する者をいう。

具体例としては、ポスター貼りや葉書の宛名書きのように、選挙人に対する直接の投票依頼を内容としない行為を本務とし、かつ、これらの行為を自らの判断に基づいて積極的に行うなどの特別の事情がない者等が「労務者」に当たる。

イ 家屋費（(1)選挙事務所費 (2)集合会場費等）

主として選挙事務所及び備品等の借上料及び電話架設費並びに個人演説会の会場の借上料である。

（参考）

- ① 候補者が自宅を選挙事務所に使用した場合の費用は、選挙運動費用に算入する必要はない。
- ② 政党の支部、後援会等の事務所を選挙事務所として無償で借りた場合には、時価で見積もった額を借入先からの寄附として収入に計上し、かつ、同額を選挙事務所費として支出に計上しなければならない。
- ③ 公営施設使用の個人演説会の場合は、1会場につき、1回に限り無料で使用できるので、この場合は、選挙運動費用に加算されない。

ウ 通信費

電報、電話（借上料及び電話料）、葉書（公営により無料で差し出すことができる通常葉書を除く。）、封書及びインターネットの回線使用料に要する費用である。ただし、電報、葉書、封書は選挙運動のための文書としては使用できず、事務連絡用のものに限る。

エ 交通費

選挙運動に従事する者、労務者の車賃等である。候補者の乗用する自動車については、選挙運動費用に加算されない。

（参考）

- ① 選挙運動員の使用する自動車（選挙運動用自動車を除く。）については、候補者の所有するものであっても、選挙運動のために使用した

場合には、その費用は選挙運動費用に加算すべきである。

- ② 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用は、選挙運動費用に加算されない。

オ 印刷費

選挙運動用ビラ、葉書及びポスターの印刷費等である。

カ 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用である。

キ 文具費

紙、筆記用具その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用である。

ク 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律上許容された選挙運動に従事する者及び労務者に対し提供する弁当の調製に要した費用等である。特に弁当等の食料は、315,000円(1,000円×45食×7日)を超えてはならないので注意すること。

ケ 宿泊費

休憩及び宿泊に要した費用である。

(参考)

候補者等が選挙運動のため、親戚、知人の家に宿泊した場合の費用は、実費を支払った場合にはその額、支払わない場合においてはその時期及び場所における相当額を選挙運動費用として計上するとともに、寄付として収入にも計上しなければならない。

コ 雑費

ア～ケ以外の諸費をいうのであるが、例えば、看板等の作成に当たって、看板屋に請け負わせたものならば広告費に、材料を提供して労務者を雇い作成したものであるときは労務者に要した費用は人件費に、材料代等は雑費に、ペンキ代等は文具費として処理すべきである。そのほか、光熱水費も雑費となる。

(2) 明細書の提出 (法186)

出納責任者以外の者で、候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から7日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。ただし、出納責任者の請求があるときは、直ちに提出しなければならない。また、候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに提出責任者にその明細書を提出しなければならない。

(3) 領収書等の徴収と送付 (法188)

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために

支出をした者は、選挙運動に関する全ての支出について、その支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴しなければならない。ただし、天災地変、相手方の死亡及び社会通念上領収書を発行しない慣例となっているような場合等、徴し難い理由があるときは、この限りでない。また、これらの領収書等は、直ちに出納責任者に送付しなければならない。

5 選挙運動費用の制限

法定選挙費用

選挙の種類	人数割額	固定額	法定制限額
市長	81 円	310 万円	告示日における 選挙人名簿登録 者数×人数割額 ＋固定額
市議会議員	501 円	220 万円	（告示日におけ る選挙人名簿登 録者数÷議員定 数）×人数割額 ＋固定額

法定選挙費用算定例（10 月 18 日登録現在）

(1) 志布志市長選挙

$$25,081 \text{ 人} \times 81 \text{ 円} + 310 \text{ 万円} \div \underline{5,131,600 \text{ 円}}$$

(2) 志布志市議会議員選挙

$$25,081 \text{ 人} \div 20 \times 501 \text{ 円} + 220 \text{ 万円} \div \underline{2,828,300 \text{ 円}}$$

※百円未満の端数があるときは、その端数は、百円とする。

選挙運動員、労務者等に支給することができる報酬および実費弁償一覧表

区分	報酬	実費弁償			
		鉄道賃 船賃 車賃	宿泊料	弁当代	茶菓子料
選挙運動員 (応援弁士外)	支給することはできない。	ア．鉄道賃Ⅱ鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 イ．船賃Ⅱ水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ウ．車賃Ⅱ陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額	一夜につき 一万二千円 (食事料二食分を含む)	一食につき千円 一日につき三千円 弁当を提供した場合はこの弁当料から提供した弁当の実費額を差し引いた額以内	一日につき 五百円
	一日一人につき 一万円以内 一万五千円以内 (超過勤務手当の支給はできない。)		一夜につき 一万円 (食事料を含むまない。)	弁当代は、報酬額から差し引く。	お茶うけ程度の茶菓子以外は支給することができない。
労務者	一日一人につき一万円以内 超過勤務手当 右の額の五割以内 弁当を提供した場合、この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する。	右に同じ			
注・一 実費弁償は、実際にかかった額を越えて支給してはならない。たとえば、食事をしないのに弁当料を支給したり、八百円の食事をしたのに対し千円を支給するようなことは許されない。 二 労務者に対する茶菓子料の実費弁償はできないが、通常用いる程度の茶菓子は提供することができる。					